

市役所からの

お知らせ

お問い合わせ先

洲本市財務部税務課
南あわじ市市民福祉部税務課
淡路市総務部税務課

☎ 0799-24-7603(直)
☎ 0799-43-5213(直)
☎ 0799-64-2505(直)

給与支払報告書等のeLTAX又は光ディスク等による 提出義務基準が引き下げられました！

令和3年（2021年）1月以後に提出する給与支払報告書等については、前々年における給与所得等の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が**100枚以上（改正前：1,000枚以上）**であるときは、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられました。



例えば、令和2年（2020年）1月に税務署へ提出すべき給与所得の源泉徴収の枚数が110枚の場合、令和4年（2022年）1月の給与支払報告書は、**eLTAX又は光ディスク等により提出**する必要があります。

	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）
源泉徴収票	<p>給与所得の源泉徴収票 110枚 (紙提出)</p>	<p>給与所得の源泉徴収票 110枚 (紙提出)</p>	<p>e-Tax 又は 光ディスク等 による提出</p> <p>義務化</p> <p>さらに</p>
給与支払報告書	<p>給与支払報告書 (紙提出)</p>	<p>給与支払報告書 (紙提出)</p>	<p>eLTax 又は 光ディスク等 による提出</p> <p>義務化</p>